

伊丹市立神津福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市立神津福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定するもの

住 所 神戸市東灘区向洋町中 3 丁目 1 番地 2

名 称 社会福祉法人協同の苑

代表者 理事長 多村 孝子

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成5年3月16日

2 資産の総額

1,897,371,915円

3 構成員数

役員数 9名(理事7名, 監事2名)

職員数 623名

4 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより, 利用者が, 個人の尊厳を保持しつつ, 自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。

5 事業

(1) 第一種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホームの経営

イ ケアハウスの経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア 老人デイサービス事業の経営

イ 老人デイサービスセンターの経営

ウ 老人短期入所事業の経営

エ 老人介護支援センターの経営

オ 老人居宅介護等事業の経営

カ 老人福祉センターの経営

キ 小規模多機能型居宅介護事業の経営

ク 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

ケ 障害福祉サービス事業の経営

コ 一般相談支援事業の経営

サ 特定相談支援事業の経営

- シ 障害児相談支援事業の経営
- ス 移動支援事業の経営
- (3) 公益を目的とする事業
 - ア 居宅介護支援事業
 - イ 地域包括支援事業
 - ウ 生きがい対応デイサービス事業
 - エ 配食サービス事業
 - オ 介護員養成研修事業
 - カ 日中一時支援事業
 - キ 有料老人ホームの経営
 - ク 訪問看護事業
 - ケ 地域生活支援事業